

地図の利用手続の改正 Revision of Map Use Procedure

地理空間情報部 福島忍¹・島田久嗣²・村上尚正³・東浦方紀
Geospatial information Department FUKUSHIMA Shinobu, SHIMADA Hisatsugu,
MURAKAMI Naotada, HIGASHIURA Masanori

要 旨

国土地理院が刊行、提供している基本測量成果を複製して刊行、あるいは使用して新たな地図を作成する場合は、測量法（昭和24年法律第188号）第29条、第30条に基づき国土地理院長の承認が必要になる場合があり、予めこれらの申請が行われている。

近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が推進されている状況を考慮し、国土地理院長の私的諮問機関である測量行政懇談会（委員長 清水英範東京大学大学院教授（当時））の下で、地図の利用手続のあり方について検討が実施され、平成30年12月、報告書（提言）（測量行政懇談会、2018）が同懇談会の委員長から国土地理院長に提出された。

このような背景から、測量成果の一層の活用促進のため、「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領」等が改正され、令和元年12月10日に施行された。

改正により、国土地理院が刊行、提供している基本測量成果の利用にかかる申請不要の範囲が広がることから、利用者がより簡便に利用できるようになり、地図の活用促進が期待される。

1. 測量行政懇談会における検討

1.1 検討経緯

近年のオープンデータに関する取組の動向や情報通信技術の進展に伴うデジタル地図の利用拡大を踏まえ、平成29年3月、測量行政懇談会の下に、地図の利用手続のあり方検討部会（部会長：井上由里子一橋大学大学院教授）（以下「部会」という。）が設置された。5回の部会を開催した後、平成30年12月12日の第22回測量行政懇談会において報告書（測量行政懇談会、2018）がとりまとめられ、国土地理院長に提出された。会議の開催状況及び主な議事は、表-1のとおりである。

表-1 開催状況及び主な議事

平成29年3月14日 第19回測量行政懇談会
・地図の利用手続のあり方検討部会の設置を了承
平成29年7月5日 第1回部会
・部会長、副部会長の選任

<ul style="list-style-type: none"> ・地図の利用手続のあり方検討部会について ・地理空間情報の更なる活用推進のための国土地理院の地図の利用手続（測量成果の複製・使用）のあり方
平成29年9月21日 第2回部会
<ul style="list-style-type: none"> ・複製・使用承認制度の改善について ・測量成果の流通の促進に向けて
平成29年11月15日 第20回測量行政懇談会
・中間報告
平成30年2月13日 第3回部会
・地図の利用手続等に関する課題とその対応
平成30年3月13日 第21回測量行政懇談会
<ul style="list-style-type: none"> ・検討スケジュールの変更 ・第2次中間報告
平成30年6月21日 第4回部会
<ul style="list-style-type: none"> ・「地図の利用手続のあり方検討」議論のポイント ・複製・使用承認の中長期的な方向性について
平成30年11月8日 第5回部会
・部会報告書（案）について
平成30年12月12日 第22回測量行政懇談会
<ul style="list-style-type: none"> ・部会からの最終報告 ・報告書を国土地理院長に提出



写真-1 地図の利用手続のあり方検討部会の様子

部会委員は、表-2のとおりである。

表-2 部会委員

部会長	井上由里子	一橋大学大学院 法学研究科 教授
副部会長	大場 亨	千葉県 市川市 経済部 次長
委員	飯田 哲	合同会社 ジオリパブリック シニアリサーチャー
"	小島武也	(一社) 地図調製技術協会 業務執行理事 ((株) 武揚堂 代表取締役)
"	瀬戸寿一	東京大学 空間情報科学研究センター 特任講師

(平成 30 年 12 月時点)(敬称略・委員は五十音順)

1.2 報告書(提言)の概要

報告書の主な事項は次のとおりである。

1.2.1 承認手続の主な課題

- 承認を要する対象(国土地理院の地図を複製して刊行、あるいは使用して新たな地図を作成するなどのケース)や承認条件について、デジタルデータ・IoT の時代にふさわしい運用とすることが必要。
- 承認手続の簡素化・迅速化が必要。
- 手続が必要な事例等の分かりやすい説明が必要。

1.2.2 課題等への主な提言

- デジタルデータ・IoT の時代にふさわしい運用
 - T シャツなど地図として利用しない場合のほか、書籍等への挿入については承認を不要とすべき。
 - 承認を要する対象の条件として、紙地図・デジタルを問わず測量成果の「位置座標」を持つかどうか等で判断することが妥当。
 - 地理院タイル(国土地理院のウェブ地図「地理院地図」で使用している地図データ)等の国土地理院ウェブサイトで提供している基本測量成果を、何ら手を加えずに全く同じものを複製しようとする場合(以下「そのままの複製」という。)は、承認可とすべき。
- 承認手続の簡素化・迅速化
 - 申請が不要なもの、複製承認と使用承認の違い等について、事例を多く挙げる、Q&A で示す等わかりやすく示すことが必要。
 - 例えば、申請者がラジオボタン上で選択すれば申請の要否が機械的に判断できるようにするなど、電子申請を高度化し、申請者が判断に迷わないようにすることが必要。

- 承認を受けた旨明示する文を簡潔にすべき。また承認の判断が容易な場合は即日～翌開庁日の承認とすべき。

3) その他関連する取組の拡充

- 承認したリストをウェブサイトで公開すべき(当面、申請者から了解を受けたものを公開)。
- 公共測量成果においても、基本測量成果と同様の適用がなされるよう測量計画機関に技術的助言を実施すべき。
- 公共測量成果の一層の流通の促進のため、G 空間情報センター等と連携した取組を強化すべき。

4) 中長期的な課題

- 複製承認制度は引き続き継続、使用承認制度はより制限的でない方向に緩和することが適当。

1.2.3 運用の改善による主な効果

- 申請者の手間の軽減。
- 公共測量成果の流通促進に寄与。
- ウェブ上でのデータの所在の分散化が図られ、地理院地図の快適なアクセスを維持。
- 地理院タイル等のそのままの複製について承認すること等により、ビジネスの創出に寄与。

2. 地図の利用手続の改正

2.1 改正に関する取組

報告書(提言)を踏まえた新たな利用手続を運用するため、基本測量成果の複製の承認に関する基準及びその取扱いを定めた「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」等の改正について検討を進め、パブリックコメント(令和元年 7 月 19 日～8 月 23 日)を経たうえで改正を行った。

新たな運用については、令和元年 11 月 7 日に報道発表、周知を開始し、周知期間を約 1 か月確保したのち、12 月 10 日に施行した。

なお、周知開始に伴い、承認事務の統一化等のため、地方自治法の規定に基づく技術的助言を国土地理院長から都道府県の長に通知、併せて市町村への周知も依頼するとともに、地方整備局等の国の機関、業界団体にも併せて通知した。

2.2 改正の概要

主な改正点は次のとおり。

2.2.1 申請不要となる範囲の拡大

(①②の場合は申請不要となる)

① 書籍・パンフレットへの地図の挿入

- 従来は、刊行物等に少量の地図を挿入して利用する場合、掲載する地図の大きさや分量により、申

請が必要な場合があった（掲載する地図の大きさが、1 ページの大きさに対して「1/4 以下」「1/4 超～1/2 以下」「1/2 超～全面」の3つの場合に分けた規定となっていた）。改正後は、掲載する地図の大きさや分量によらず、地図を挿入する場合は申請不要となる（但し、地図帳、折込み地図、折込み地図のような単体の地図が表示されるサイト、地図コンテンツを主とするサイトは除く）。

②緯度経度等の位置座標のない成果品の作成

- ・従来は、位置座標の有無を問わず要件に該当する場合は承認が必要であった。改正後は、位置座標を有しない成果物の作成に利用する場合には一部の場合を除いて申請不要となる。
- ・一部の場合とは、(ア) 国土の管理に関わる地図情報を作成（管内図、ハザードマップ、その他の防災マップ、各種公共事業計画・施設管理図その他国土の管理に関わる地図情報）、(イ) 国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線、河川）道路、地名、行政界ほか）を実質的に異なる表記に変更している、(ウ) 販売している刊行物（紙地図を含む）と比較して、一見して違いが明確に判別できないものを作成、の3つの場合とした。

2.2.2 承認基準の見直し

従来は、基本測量成果（基盤地図情報を除く）のそのままの複製は承認不可としていた。

改正後は、基盤地図情報のみならず国土地理院のウェブサイト上で提供している基本測量成果を複製する場合には、そのままの複製であっても承認可能となった。

このことにより、例えば、外部に公開しない内部システム等での地理院タイルの利用が容易になること、地理院タイルの普及促進を通じビジネスの創出に寄与することなどが期待される。

2.2.3 出典の記載

今回の改正では、申請が不要の場合の出典の記載については、国土地理院コンテンツ利用規約（国土地理院、2020a）を準用することとした。国土地理院コンテンツ利用規約とは、国土地理院のウェブページに掲載されている各種コンテンツの利用のルールであり、「政府標準利用規約」の第2.0版に準拠したものである。

2.2.4 承認がなされたことの明示

承認を受けた旨明示する文を以下のとおり、簡潔

にした。

- ・改正前の明示例：「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 平 30 情複，第 9999 号）」
- ・改正後の明示例：「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JHf9999」

2.3 周知のための取組

令和元年 11 月 7 日から周知のための取組を進めた。報道発表、国土地理院ウェブサイト（国土地理院、2020b）への特設ページの設置（図-1）、申請者へのチラシ配布により、利用者への周知を強化した。ウェブサイトに掲載したパンフレットや Q&A については、利用者からの意見をもとに分かりやすいものに随時改良した。

また、地域等における産学官連携協議会など各種会議や業界団体主催の説明会において説明を実施している。



図-1 国土地理院 地図の利用手続の緩和に関する特設ページ（令和2年1月現在）

3. おわりに

今回の改正では、国土地理院の地図を複製・使用する場合の利用手続を緩和し申請不要の範囲が広がった。そのため利用者が国土地理院の地図をより簡単に利用できるようになり、今後の国土地理院の地図の活用促進が期待される。

（公開日：令和2年7月21日）

参 考 文 献

- 測量行政懇談会（2018）：地図の利用手続のあり方検討部会 報告書 ～地図インフラのオープンな利用環境の実現のために～，<https://www.gsi.go.jp/common/000208051.pdf> (accessed 18 Jun. 2020).
- 国土地理院（2020a）：国土地理院コンテンツ利用規約，
<https://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html> (accessed 25 Mar. 2020).
- 国土地理院（2020b）：国土地理院の地図の利用手続，<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html> (accessed 22 Jan. 2020).